

藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策として太陽光発電システム設置の推進を図るため、自ら居住する住宅及び分譲共同住宅又は自治会館等に太陽光発電システムを設置する者又はあらかじめ太陽光発電システムが設置された住宅を購入する者に対し、その費用の一部を補助することについて藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象システム 補助の対象となる太陽光発電システムで、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。
 - ア 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）が10kW未満のシステムであるもの
 - イ 起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの
 - ウ 未使用品であるもの
- (2) 対象システムの設置 太陽光発電システムが設置されていない建物への設置をいう。
- (3) 対象建物 対象システムが設置された住宅等をいう。
- (4) 対象住宅の購入等 あらかじめ対象システムが設置された住宅の購入又は建築と同時に対象システムが設置される住宅の建築をいう。
- (5) 補助事業 対象システムの設置又は対象住宅の購入等をいう。
- (6) 同時設置 次に掲げる場合のことをいう。
 - ア 藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱（以下「エネファーム補助金交付要綱」という。）第7条第1項に規定する交付申請（以下「エネファーム交付申請」という。）及び第11条第1項に規定する事業の完了の提出（以下「エネファーム完了届」という。）を、本要綱の第7条第1項に規定する交付申請及び第11条第1項に規定する事業の完了の提出と同時にできること
 - イ エネファーム交付申請及びエネファーム完了届と、藤沢市定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付要綱（以下「蓄電池補助金交付要綱」という。）第7条第1項に規定する交付申請及び第11条第1項に規定する事業の完了の提出を、本要綱の第7条第1項に規定する交付申請及び第11条第1項に規定する事業の完了の提出と同時にできること

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、申請日の属する年度の3月20日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌開庁日）までに、第11条に規定する完了届を提出できる者であって、電灯契約を締結できる、次に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 自ら居住又は居住を予定している住宅（店舗、事務所等との兼用の場合も含む。）に10kW未満の対象システムを設置する個人。（現に市内に住所を有し、又は第11条に規定する完了届を提出する日までにこの市に転入済みである場合に限る。）
 - (2) 分譲共同住宅の共用部分に供給するために対象システムを設置する当該住宅の管理組合。ただし、対象システムの設置が管理組合の総意と認められる場合に限る。
 - (3) 自治会館・町内会館等に対象システムを設置する当該建物を使用している地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する自治会・町内会等の団体。ただし、対象システムの設置が団体の総意と認められる場合に限る。
- 2 前項第1号の補助対象者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。
- (1) 市税（申請日現在この市に住民登録がない場合は現住所地の住民税、又はこの市に転入して間がないことにより市税の納付の状況を確認することができない場合は前住所地の住民税を含む。）等に滞納がないこと。
 - (2) 対象システムの設置又は対象住宅の建築を市内に事務所若しくは事業所がある事業者又は個人に請け負わせること、又は対象住宅を市内に事務所若しくは事業所がある事業者又は個人から購入すること。
- 3 第1項第2号において、管理組合が設立されていない分譲共同住宅については、建築主が補助金交付の申請を行えるものとし、補助金の交付決定を受けることができる。ただし、第11条に規定する補助事業完了届の提出以降の手続きは、当該申請後に設立された管理組合が行わなければならない。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げる設備の設置等に要する経費とする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ及び保護装置
- (4) 接続箱
- (5) 直流側開閉器
- (6) 交流側開閉器
- (7) 余剰電力販売用電力量計
- (8) 配線、配線器具の購入及び据付
- (9) 設置工事に係る費用
- (10) 前各号に掲げるもののほか、工事に関する費用で市長が必要と認めるもの

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、15,000円に太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkWとし、小数点以下第3位を切り捨てて算出する。）を乗じて得た額（1,000円未満は切捨てるものとする。）で、50,000円を上限とする。ただし、第2条第1項第6号アの同時設置をする場合は、50,000円を加算し、イの同時設置をする場合は、100,000円を加算する。

- 2 第2条第1項第6号イの同時設置をするもので、令和2年4月1日以降に補助事業に着手した者は、第11条に定める事業の完了までに、第10条第1項に定める事業計画変更（中止）承認申請書の提出をした場合においては、前項ただし書きの規定を準用する。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号に規定する管理組合及び同条第3号に規定する団体に対する補助金の額は、100,000 円に、太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkWとし、小数点以下第3位を切り捨てて算出する。）を乗じて得た額（1,000 円未満は切捨てるものとする。）とする。ただし300,000 円を上限とする。

（制限）

第6条 補助金の交付は、1個人・1管理組合・1団体に対して1回限りとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請日に属する年度の2月末日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌開庁日）までに、藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ対象システムが設置された住宅の購入については、住宅の引渡し、かつ、電力会社との電力受給契約日以前とする。

(1) 対象システムの設置場所を示す案内図

(2) 対象システムの設置の場合においては、設置しようとする場所の設置前の現況のカラー写真

(3) 対象システムに係る工事請負契約書の写し又は対象システムが設置される住宅の売買契約書の写し

(4) 申請者の3月以内の住民票

(5) 次に掲げる場合にあつては該当する書面（第3条第1項第1号に定める住宅に対象システムを設置する場合に限る。）

ア 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請日の属する年度の住民税の最初の納期限が到来する日（以下「申請年度最初の納税期限日」という。）までに申請する場合 転入する前の住所地（以下「前住所地」という。）が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

イ 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 前住所地が発行する申請日の属する年度の当年度の住民税納税証明書

ウ 申請日の属する年度の前々年度の1月2日以降この市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日までに申請する場合 前住所地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

エ 申請日の属する年度の前年度の1月2日以降この市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 前住所地が発行する申請日の属する年度の当年度の住民税納税証明書

(6) 管理組合又は団体の総意と認められる書面（第3条第1項第2号及び第3号に規定する分譲共同住宅又は自治会館等に対象システムを設置する場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 市長は、前条の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助事業計画変更(中止)承認申請書(第3号様式)に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出を必要と認めない場合は、省略することができる。

2 補助事業者で第5条第1項に規定する補助金の加算を受けようとする者が、エネファーム補助金交付要綱に基づく補助事業を中止するとき及び蓄電池補助金交付要綱に基づく補助事業を中止するときは、第11条第1項に規定する補助事業の完了届提出前までに藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助事業計画変更(中止)承認申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

3 市長は、前二項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助事業計画変更・中止承認等通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

4 前条の規定は、前項の規定により承認を決定した場合において準用する。

(事業の完了)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第5条第1項に規定する補助金の加算を受けようとする者はエネファーム補助金交付要綱に基づく補助事業の完了及び蓄電池補助金交付要綱に基づく補助事業の完了も含める。)は、その日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日(当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌開庁日)のいずれか早い日までに、藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助事業完了届(第5号様式。以下「完了届」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 対象システムの設置費に係る領収書の写し

(2) 電力会社との電力受給契約書の写し又は当該契約を証する書面

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の事業認定を証する書面

(4) 設置した太陽電池モジュール及びその他の状況が確認できるカラー写真

(5) 第3条第1項第1号に規定されている個人がシステムを設置した場合、発行日から3月以内で、かつ、対象住宅の所在地と補助事業者の住民登録地が一致していることが確認できる住民票(申請時において、対象住宅の所在地と補助事業者の住民登録地が異なっていた場合に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後速やかに、藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

(取得財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産の設置の日から起算して10年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分(以下「処分等」という。)をしてはならない。

3 補助事業者は、前項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する処分承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分に関する処分承認通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 中止の承認を受けたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(6) 取得財産の設置の日から起算して10年以内に処分等を行ったとき。

(7) 第5条第1項に規定する補助金の加算を受けた場合は、エネファーム補助金交付要綱第14条第1項の規定及び蓄電池補助金交付要綱第14条第1項の規定に該当したとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市住宅用等太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、藤沢市住宅用等太陽光発

電システム設置費補助金返還命令書（第10号様式。以下「命令書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

（備付帳簿）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間は保管整備しておかなければならない。

（調査）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象システムの設置工事の状況及び設置後の稼働状況等について、施工現場等において調査することができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月11日から施行する。
- 2 第7条第2項の規定は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和3年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月22日から施行する。
- 2 第5条第2項の規定は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。